

特定随意契約による役務の提供について（契約後公表）

役務の提供について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により契約を締結したので、奈良県契約規則第16条の2第3項の規定により次のとおり公表する。

令和4年4月11日

奈良県中和公園事務所長 岡 憲司

1 契約した内容

(1) 役務の名称

馬見丘陵公園 花壇植栽管理業務（前期）委託

(2) 役務の規格・数量等

馬見丘陵公園内馬見花苑、ダリア園周辺及びカリヨンの丘等において、花壇の植栽維持管理とこれらに関連する下の業務を行う。

① 花壇の植栽維持管理

- ・ チューリップ等の管理（巡回管理、球根掘上げ等）
- ・ 夏秋期花壇および夏秋咲き草花（ヒマワリ、サルビア、コスモス等）の植栽維持管理に関する業務

② 花壇管理に必要な資材の調達

- ・ 花壇苗、種子、肥料等

(3) 契約金額

18,259,993円

(4) 契約期間

令和4年4月1日から令和4年10月31日まで

2 契約の相手方の名称、所在地

公益社団法人 広陵町シルバー人材センター  
北葛城郡広陵町大字南郷647

3 契約年月日

令和4年4月1日

#### 4 契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターのうちから見積合わせを行った結果による。

県は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）」により定年退職者その他の高年齢退職者の職業生活の充実その他福祉の増進を図るため臨時的短期的な就業又は特別な知識、技能を必要とする軽易な就業を希望する者について、その希望に応じた就業の機会を提供するシルバー人材センターを育成し、その就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとされている。

シルバー人材センターは法を根拠として高年齢者にふさわしい仕事を家庭・事業所・公共団体等から引き受け、会員に提供する県知事許可の公益法人である。

公園管理業務は、業務内容が高年齢者にも適したものであり、シルバー人材センターと委託契約を締結することにより高年齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上と活性化に貢献し、法に規定された県の責務を果たすことができる。

#### 5 契約事務を担当する所属

奈良県中和公園事務所 公園課

所在地：北葛城郡河合町佐味田2202

電話：0745-56-3851

FAX：0745-56-3855